

令和3年度における 総合リハビリテーション推進センターの主な取り組み

3か所の地域リハビリテーションセンターの総括を行うとともに、民間の事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るため、保健医療福祉サービスに関する調査研究・連携調整・人材育成に取り組んでいます。また、法定業務や相談業務等（以下、法定業務等）を実施しています。

【調査研究】

- ・自殺未遂者支援推進のための調査・研究。
- ・措置入院者の退院後支援の実施と効果測定。
- ・子ども発達・相談センターの利用実態の分析。

【連携調整】

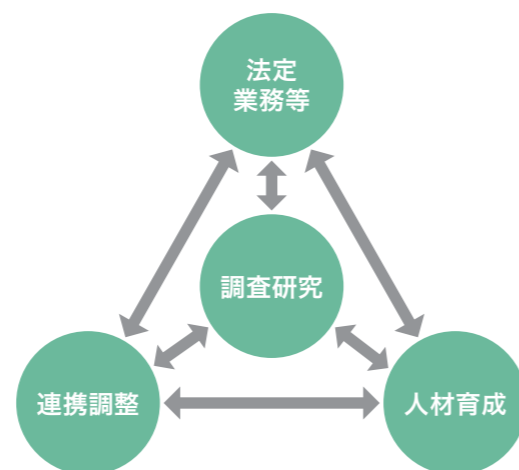
- ・地域ケアコーディネーターを配置し区役所等の相談機関の支援を実施。
- ・ひきこもり支援に関するネットワークを構築。
- ・精神科病院及び障害者支援施設からの地域移行の促進。

【人材育成】

- ・相談支援従事者のキャリアパスを視野に入れた人材育成の実施。
- ・福祉関係の研修を集約し全市的な研修体系の構築を検討。
- ・学校、保育所、相談支援事業所等を対象とした医療ケア児支援者養成研修を実施。

【法定業務等】

- ・障害者手帳の判定・審査、自立支援医療の判定
- ・精神医療審査会事務局業務
- ・子ども発達・相談センターを開設し、相談対応のほか、保育所、学校等への助言・支援を実施。
- ・精神科救急



川崎市総合リハビリテーションセンター

総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、3か所の地域リハビリテーションセンター及び総合研修センターで構成されています。川崎市の取り組んできた地域リハビリテーションの理念を基盤に、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築に取り組み、インクルーシブな社会、すなわち地域共生社会の実現を目指します。



総合リハビリテーション推進センター

障害者更生相談所と精神保健福祉センターの機能を中核としつつ、高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進する機関に位置づけられた、保健医療福祉に関する地域資源の全市的な連携拠点です。具体的な役割として、3か所の地域リハビリテーションセンターの総括を行うとともに、民間の事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るため、保健医療福祉サービスに関する調査研究・連携調整・人材育成に取り組めます。

地域リハビリテーションセンター

地域支援室（直営）と在宅支援室等の指定管理受託法人が共働で運営する専門機関で医師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職・社会福祉職等の専門職が配置され、区役所等の相談支援機関をバックアップするとともに、障害のある方や高齢者等の地域生活支援を行います。また、家庭訪問等のアウトリーチによる生活環境調整を行う他、日中活動センター、地域生活支援センター等の通所場面を活用した「地域リハビリテーション」も展開しています。

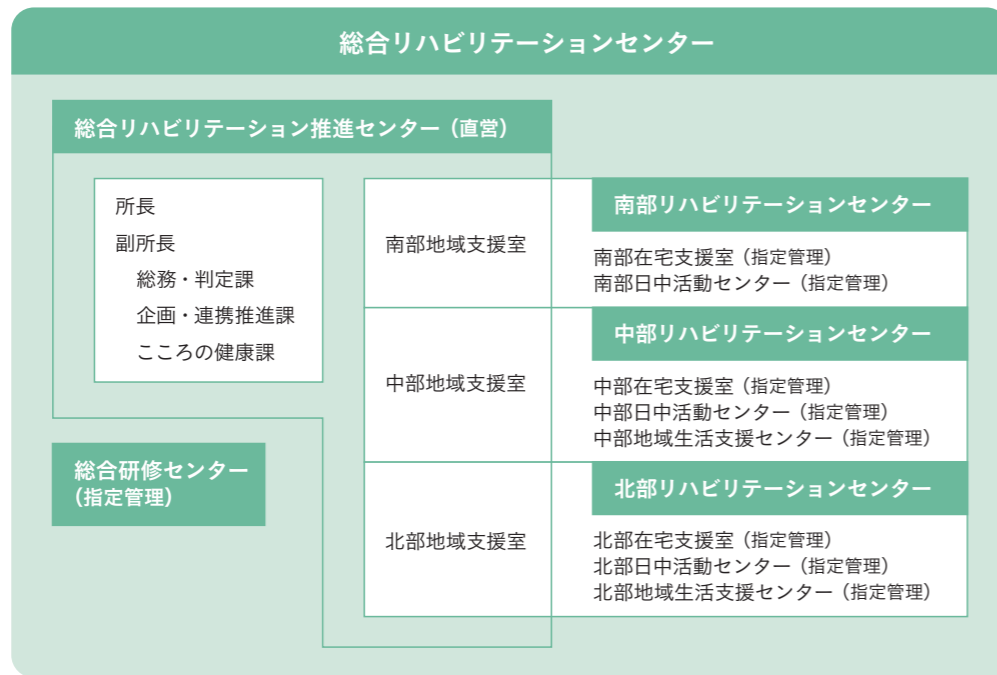
総合研修センター

総合リハビリテーション推進センターと連携し、最新かつ専門的な技術・知識の習得のための研修を実施します。



発行年月：令和4年3月

発行元：川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1 複合福祉センターふくふく2階
電話：044-223-6719



南部リハビリテーションセンター 川崎区日進町5-1 ☎ 044-200-0834
 中部リハビリテーションセンター 中原区井田3-16-1 ☎ 044-750-0686
 北部リハビリテーションセンター 麻生区百合丘2-8-2 ☎ 044-281-6621

川崎市における地域リハビリテーション

本市の地域リハビリテーションは、身体的な機能回復のみならず、食事や入浴といった日常生活からスポーツや創作等の余暇活動、地域活動や就労等の社会参加まであらゆる活動を対象とします。病院や施設ではなく地域の中で、リハビリテーション専門職だけでなく、生活に関わるあらゆる方が担い手となって、地域リハビリテーションを展開することで、住み慣れた地域や自らが望む場で質の高い生活を送り続けることができるようにしていきます。

本市の地域リハビリテーションは、総合性、専門性、地域性、連続性の4つを基本理念としています。

- **総合性**：リハビリテーションを必要とするすべての人々のために、すべてのリハビリテーション技術、利用可能なすべての地域資源の活用を促します。
- **専門性**：医学、心理学、社会福祉学、工学領域等の専門性の高いリハビリテーション技術をチームアプローチにより提供します。
- **地域性**：個々の障害者に応じたリハビリテーションの技術を、できるだけ身近で提供します。
- **連続性**：加齢や環境の変化などに対応するためにモニタリングを行い、適切なりハビリテーションを提供していきます。特に、児童期から成人期、成人期から高齢期への移行時を大切にします。

川崎市の地域リハビリテーションの発展経緯

1971年 川崎市心身障害総合センター（心身障害センター・社会復帰医療センター）開設。心身障害センターにおいて身体障害児者・知的障害児者を対象とした総合的な相談と支援を提供。社会復帰医療センターにおいて精神障害者リハビリテーションの開発に取り組む。

1972年 川崎市身体障害者更生相談所開設。

1980年 「在宅重度障害者に関する調査報告書」において在宅重度障害者の生活実態を調査し、医学的・社会的リハビリテーションの普及度が低いこと、コミュニティケアのもとに、各自の能力に応じた社会生活を営むことを可能にする地域リハビリテーションの普及の必要性を報告。

1988年 川崎市知的障害者更生相談所開設。

1993年 川崎市精神障害者ニーズ調査報告書。

1996年 重度身体障害者療護施設「れいんぼう川崎」に在宅支援室を併設し、市単独事業として在宅リハビリテーションサービス事業を開始。

2000年 有識者による報告書「川崎市における総合的な地域リハビリテーションシステム構想について」により、従来の1か所集中から地域リハビリテーションセンターを市内に数ヶ所設置することを提言。

2002年 川崎市精神保健福祉センター開設。

2008年 川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書。川崎市北部リハビリテーションセンター開設。行政部門と民間（指定管理）の在宅支援室にて構成される「障害者センター」を設置し、障害種別を問わず、あらゆる相談を受けることとする。

2012年 川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画。川崎市全域を南部・中部・北部の3圏域に分け、各圏域に地域リハビリテーションセンターを整備すること、南部には全市の統括機能を置くこととする。

2015年 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン。高齢者、障害者、子ども、子育て中の親など、地域内において「何らかのケア」を必要とする全ての人たちを対象に、誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けることができるよう、地域の中で必要なサービスが提供されるための仕組みとして、川崎市の基本的な考え方を示す。

2016年 川崎市中部リハビリテーションセンター、川崎市障害者更生相談所南部地域支援室開設。

2021年 川崎市総合リハビリテーション推進センター、南部リハビリテーションセンターを官民複合施設「川崎市複合福祉センターふくふく」内に開設。



撮影：株式会社BlueHours 沖 裕之



イラスト：石井麗子さん